



市からの連絡帳

届け出・税・年金

年度末・年度初めは 市民課窓口が混雑します

おおむね4月10日(月)までは、窓口が大変混み合います。

特に混雑が予想される月・金曜日や祝日明けを避けるなど、混雑の緩和にご協力ください。

住民票異動届の手続き期間

- 市外への転出…おおむね2週間前^{から}
- 市内への転入、市内転居…引っ越し後2週間以内

出張所もご利用ください

住民票異動・印鑑登録・証明書発行業務は、ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所でも取り扱っています。

来庁の際は公共交通機関のご利用を

市庁舎駐車場は有料時間貸しです。市役所で手続きをする方は1時間まで無料ですが、混雑時に待ち時間が長くなり超過した分は有料になります。駐車台数にも限りがありますので、ご協力をお願いします。

- ◆市民課^田(☎042-460-9820)
^図(☎042-438-4020)

新築住宅に対する固定資産税 (家屋)の減額措置を終了

平成29年度から、次の住宅は家屋の固定資産税が2分の1に減額される措置を終了します。

- ①平成23年1月2日～翌年1月1日に新築された3階建て以上の準耐火構造または耐火構造の一般住宅
 - ②平成25年1月2日～翌年1月1日に新築された①以外の一般住宅
 - ③平成23年1月2日～翌年1月1日に新築された①以外の長期優良住宅
 - ④平成21年6月4日～翌年1月1日に新築された3階建て以上の準耐火構造または耐火構造の長期優良住宅
- ◆資産税課^田(☎042-460-9830)

平成29年度の国民年金保険料額

4月～翌年3月分の国民年金保険料は、月額1万6,490円です。納付書は日本年金機構から4月上旬に送付され、月ごとの納付書と、割引された前納納付書が同封されています。

納付書の種類	保険料	割引額
1カ月	1万6,490円	
6カ月前納	9万8,140円	800円
1年前納	19万4,370円	3,510円

□納付場所 金融機関・郵便局・コンビニエンスストア^{など}(ペイジーも利用可)

□前納納付期限 5月1日(月)(6カ月前納下期分は10月末^{まで})

※重複納付にご注意ください。

☎武蔵野年金事務所

(☎0422-56-1411)

◆保険年金課^田(☎042-460-9825)

子育て・福祉

保護者助成金の支給

☑市内在住で次の全てに該当する保護者

- ①次のいずれかに児童が入所している
 - 認可外保育施設で東京都の認証を受けている市内外の認証保育所
 - 市区町村と委託契約を結んで東京都から補助金を受けている市内外の定期的利用保育事業

②保育料を完納している

③月決めで保育利用契約を締結している(一時保育は対象外)

□助成額 子ども1人につき月額8,000円

☑3月24日(金)までに、施設を通じて配布される申請書を各施設へ提出

※家庭的保育事業・小規模保育事業・ベビーホテルは対象外

◆保育課^田(☎042-497-4926)

義務教育就学児医療費助成制度 ～☑医療証をお送りします～

現在④医療証をお持ちで、3月末日が期限(平成22年4月2日～翌年4月1日生まれ)の方へ、4月から使用できる④医療証を3月下旬にお送りします。

市では、義務教育就学児で医療保険に加入しているお子さんに④医療証を交付しています。医療証をお持ちでない方は申請が必要ですので、医療証交付申請書を下記へ提出してください。

◆子育て支援課^田(☎042-460-9840)

臨時福祉給付金(経済対策分) 申請受付中

支給対象と思われる方に申請書を送付しました。詳細は2月15日号・市^{HP}をご覧ください。

□申請期限 6月30日(金)(消印有効)

◆臨時福祉給付金窓口

(☎042-497-4976)

くらし

自転車駐車場の月額利用料助成

市内に住所があり、通勤・通学などのために(公財)自転車駐車場整備センターが管理・運営している自転車駐車場を月決めで利用する自転車利用者のうち、次のいずれかに該当する方には、月額利用料の全部または一部を助成します。

□対象と助成額

- ①身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている…全額
- ②生活保護受給世帯の方…全額
- ③市の児童育成手当受給世帯の方(障害手当のみを受けている方を除く)…800円
- ④60歳以上で住民税が非課税…800円
- ⑤各種学校(学校・専修学校^{など})に在学…200～500円

※⑤は、自転車駐車場により助成(割引)額が異なります。

※田無駅北口第1・2および田無駅南口自転車駐車場を利用する場合は、2階以上での契約となります。

☑道路管理課(保谷庁舎5階)・市民相談室(田無庁舎2階)へ

※⑤に該当する方は、利用希望の自転車駐車場管理室で手続きをしてください。

◆道路管理課^図(☎042-438-4057)

ごみの分別相談 臨時窓口

転入した方や分別方法が分からずお困りの方は、ぜひご利用ください。

☑3月27日(月)～31日(金)午前9時～午後4時

☑場田無庁舎2階ロビー

□転出時のごみ出しはお早めに

引っ越しでは多くのごみが出ます。収集日まで余裕を持って計画的なごみ出しをお願いします。

□分別の徹底を

不燃ごみの中に可燃ごみが多く混入しています。ごみを出す際は再度ご確認ください。

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

選挙

3月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性8万712人、女性8万6,065人、計16万6,777人
前回から、男性18人増、女性23人増、計41人増加しています。

□今回の定時登録の要件

①日本国民 ②平成11年3月2日以前の生まれ ③3月1日現在、引き続き3カ月以上本市に居住している(他市区町村から転入した場合は、平成28年12月1日までに本市の住民基本台帳に記載)

□在外選挙人名簿登録者数 男性118人、女性124人、計242人

□在外選挙人名簿登録の要件

①既に在外選挙人名簿に登録されていない ②登録申請時に満18歳以上 ③日本国民 ④在外選挙人名簿の登録申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある

◆選挙管理委員会事務局^図(☎042-438-4090)

募集

図書館協議会委員(市民委員)

☑図書館の運営に関し、館長の諮問に応じる^{ほか}

□資格・人数 市内在住・在勤・在学の18歳以上・2人

□任期 5月1日～平成31年4月30日

□会議数 年6回程度

□報酬 1回1万800円

□選考方法 作文[これからの西東京市図書館に期待すること](1,000字程度)

☑3月24日(金)(消印有効)までに、作文に住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、下記へ郵送または持参

◆中央図書館(〒188-0012南町5-6-11・☎042-465-0823)

猫の一時預かりボランティア

西東京地域ネコの会では、保護した飼い主のいない猫の譲渡会を、4～12月の第1日曜日開催の「りさいくる市」で実施しています。

保護数が増加しているため、保護から譲渡までの間の「一時預かり」にご協力いただける方は下記までご連絡ください。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

傍聴 審議会^{など}

■男女平等推進センター企画運営委員会

☑4月7日(金)午後6時30分

☑場 住吉会館ルピナス

☑内 男女平等参画推進事業^{ほか}

☑定 3人

◆協働コミュニティ課(☎042-439-0075)

固定資産税の減額

◆資産税課^田(田無庁舎4階・☎042-460-9830)

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(住宅面積120㎡^{まで})

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う

②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②固定資産税減額証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡^{まで})

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)

⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類

●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(住宅面積120㎡^{まで})

□減額要件 ①平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③改修後の床面積が50㎡以上 ④1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)